

資料紹介

長崎より佐伯横川村役人まで

先觸廻状 竹中馬之丞

竹中 進

(会員 別府市)



【解説】 「復路」 長崎より佐伯横川村の役人までの先觸廻状である。その担当としての名前、竹中馬之丞が表書きに書かれている。

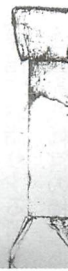
長崎滞在期間十日、帰路へ

二月二十七日に長崎を出発。佐伯横川村に三月五日着。

七日間の行程である。帰藩の立寄先、宿泊地、日数は往路とは多少異なる。

両掛荷が増えての届けあり。藩の御用で何の買利物をし

たのか、又、何を仕入れたのだろうか。



打つてお見せするは  
かまひらりおれぬ

覚

二乗駕籠 志挺  
一輕尻馬 一疋  
右者主用二付 長崎  
御奉行所二 罷越シ  
候處 主用相済 来ル  
廿七日 長崎致出立  
候之間 書面之人馬  
無遅滞 御差出 給  
頼存候 以上

右者主用 有候  
御奉行所 御差出  
廿七日 長崎致出立  
候之間 書面之人馬  
無遅滞 御差出 給  
頼存候 以上

【解説文】

覚

一 乗駕籠 志挺

一 輕尻馬 一疋

外二

両掛 志荷

右者主用二付 長崎

御奉行所二 罷越シ

候處 主用相済 来ル

廿七日 長崎致出立

候之間 書面之人馬

無遅滞 御差出 給

頼存候 以上

二月廿五日 竹中馬之丞

猶々急用二付 無間違早々

順達可被下様頼存候

【読み下し文】(本文のみ)

覚え

一、乗り駕籠 一挺 一、軽尻馬 一疋

〆 他に両掛け荷物 一荷

右の者は、主用に付き長崎御奉行所に罷り越し候處

主用相済み、来る二十七日長崎出立候の間、書面の

人馬、遅滞なくお差し出し給り頼みいり存じ候 以上

二月二十五日 竹中馬之丞

猶々、急用につき間違ひなく、早々順達下さるべき様頼

みいり存じ候

【解説】

二月二十七日 長崎出立

○矢上やがみ

鎖国の中で海外に門戸を開いた長崎の玄関口にある

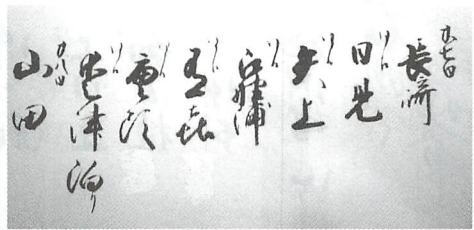
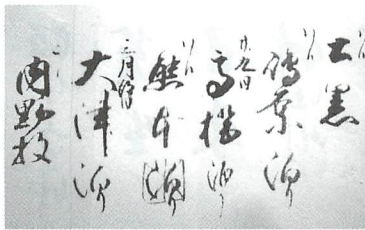
宿。村は長崎奉行、長崎警備の諸藩、オランダ商館長

などが公私の通行に使用し、通行頻繁な要地である。

役屋敷を置いて番頭役の家臣を配す。

宿を通る往還には、関門を設け番所を置いた。

「番所橋」の地名が残る。



廿七日 長崎

同日 日見

同日 矢上

同日 江野浦

同日 有喜

同日 唐顧(唐此)

同日 愛津泊り

廿八日 山田

同日 土黒つちくろ

同日 嶋原泊り

廿九日 高橋泊り

同日 熊本

同日 大津泊り

二日 内野牧

【解説】

二十九日 高橋泊り

○高橋往還 熊本城下と坪井川の河口に近い港町。

高橋とを結んだ約四キロメートルの道路。

熊本の玄関口として、街道は荷物の往来でにぎわった。

三月一日 大津泊り

○熊本と阿蘇を結ぶ中間地点。豊後街道の宿場町。

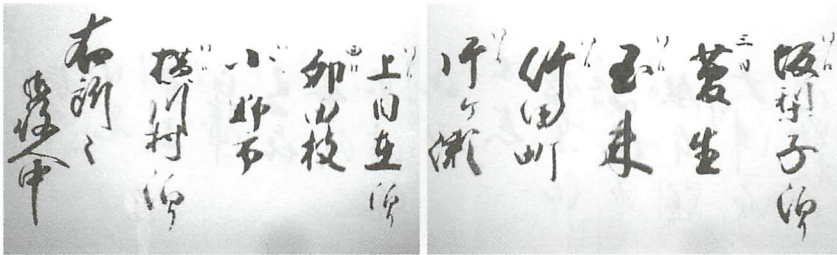
物資の集散地として発展。加藤清正の時、街道を開設

(清正公道)。

熊本より大津まで屋久杉を植え、今も杉並木が残る。

○二重峠 ふたえとうげ

火山灰土で道路が損みやすい為、石畳の道が多く、峠の頂上から坂下まで約二キロメートルの道は九十九曲がりの急坂に、入念に石畳が敷き詰められた。



二重峠の石畳の道

同日	坂梨子	泊り
三日	菅生	
同日	玉来	
同日	竹田町	
同日	片ヶ瀬	
同日	上自在	泊り
四日	小野市	
同日	横川村	泊り
同日	右所々	
	御役人中	

三月二日 坂梨子（坂梨）泊り

○豊後街道沿いに坂梨手永（てなが）の会所が置かれ、町屋も形成された。茶屋もあり、坂梨に女改番所が置かれ、特に女の出入りを改めた。今も坂梨手永会所（役所）路が残る。

○波野へき谷道標

豊後街道、今市、鶴崎方面と菅生・竹田・佐伯方への分かれ道

○上自在 泊り

古くから交通、農業の便に恵まれていた。

藩の小制札所の所在地で御供田上自在組に所属。

庄屋、足立安右衛門が取り仕切る。この地区には平安時代活躍の武将、緒方三郎惟栄の居館跡碑がある。

三月四日 横川村泊り

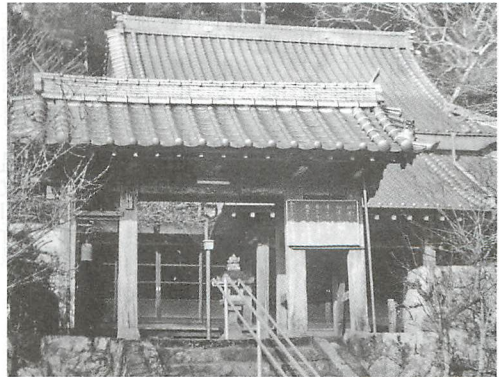
○月形、井取の二ヶ村からなる。井取には口留番所があり、国境の警備にあたった。

大庄屋、武田氏が仕切る。武田氏宅の門が横川村善正寺の正門として現在も立っている。

○茶屋甚四郎

初代茶屋四郎次郎清延は、徳川家康を助け政商として飛躍。二代目清忠は軍需物資の調達で活躍。三代目は弟清次が継ぎ、長崎奉行の輔佐として貿易を代行する。子孫は明治まで続く。

まだ未調査だが、何等かの関係があると思われる。為替、使者、飛脚受入れ出立。又は取替金訴訟などの商をした人物と思われる。



横川村善正寺の山門—大庄屋武田氏の門



旅行の旅すじ

〔用語説明〕

- ・小制札所……………禁令の簡条を記して、路傍又は神社の境内などに立てる札。立て札
- ・口留番所……………江戸時代、諸藩が自他領を連絡する水陸の要地に設置した関所に類するもの
- ・御供田ごこうでん……………神仏に供えるための米をとる田圃

〔参考文献・資料〕

- 一、佐伯藩史料 温故知新録
- 二、角川日本地名大辞典 大分・熊本・長崎
- 三、江戸版本解読大字典（柏書房）
- 四、肥後讀史総覧（上下巻）
- 五、古文書用字用語大事典（柏書房）
- 六、竹田市史中巻
- 七、二豊小藩物語 下巻
- 八、直川村誌
- 九、宇目村誌
- 十、三重町誌総集編
- 十一、取替之金滞り出入訴争状
- 十二、豊後臼杵佐伯使者飛脚到着出立御届引